平成２３年（家）第１６号
札幌市中央区大通西10丁目ＮＹビル３階　磯田丈弘法律事務所
申立人　磯田　丈弘
本籍北海道小樽市末広町13番地、最後の住所北海道小樽市末広町８番16号、死亡の場所北海道小樽市、死亡年月日平成21年１月21日から31日までの間、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和15年１月６日、職業無職
被相続人　亡　小池　明博
催告期間満了日　平成23年９月９日
札幌家庭裁判所小樽支部

平成２３年（家）第６１号
青森市長島２丁目19番12号　村上法律事務所
申立人　弁護士　村上雄一郎
本籍青森市桂木３丁目３番地の１、最後の住所青森市問屋町１丁目15番10号生協さくら病院、死亡の場所青森市、死亡年月日平成22年７月３日、出生の場所青森市、出生年月日昭和24年５月１日、職業無職
被相続人　亡　野呂　満政
催告期間満了日　平成23年９月10日
青森家庭裁判所

平成２３年（家）第３７号
千葉県茂原市押日764番地
申立人　林　　恵之
本籍千葉県長生郡二宮本郷村押日552番地の内１、最後の住所不明、登記簿上の住所千葉県茂原市押日552番地の１、死亡の場所不明、死亡年月日明治34年12月３日、出生の場所不明、出生年月日天保12年２月10日、職業不明
被相続人　亡　髙山　要藏
催告期間満了日　平成23年９月12日
千葉家庭裁判所一宮支部

平成２３年（家）第５０号
川崎市高津区溝口２丁目３番10号　内田ビル３階
申立人　青木　亮祐
本籍千葉県勝浦市勝浦53番地、最後の住所川崎市麻生区栗平１丁目12番12号　ベストライフ麻生Ⅱ207、死亡の場所川崎市麻生区、死亡年月日平成22年５月13日、出生の場所千葉県夷隅郡勝浦町、出生年月日大正６年11月24日、職業無職
被相続人　亡　中村　忠治
催告期間満了日　平成23年９月10日
横浜家庭裁判所川崎支部

平成２３年（家）第１６７号
茨城県土浦市文京町１－９　吉原ビル２階
申立人　弁護士　竹若栄吾郎
本籍埼玉県草加市吉町５丁目1224番地、最後の住所茨城県坂東市矢作972番地９、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日平成20年３月24日、出生の場所埼玉県北足立郡草加町、出生年月日昭和23年11月28日、職業飲食店
被相続人　亡　栗原　文雄
催告期間満了日　平成23年８月31日
水戸家庭裁判所下妻支部

平成２３年（家）第１６８号
茨城県土浦市文京町１－９　吉原ビル２階
申立人　弁護士　竹若栄吾郎
本籍埼玉県草加市吉町５丁目1224番地、最後の住所茨城県坂東市矢作972番地９、死亡の場所千葉県野田市、死亡年月日平成20年７月28日、出生の場所愛知県渥美郡田原町、出生年月日昭和29年１月１日、職業飲食店
被相続人　亡　栗原ふくよ
催告期間満了日　平成23年８月31日
水戸家庭裁判所下妻支部

失踪宣告取消

平成２２年（家）第６９７号
本籍秋田県湯沢市相川字須川１番地３、住所埼玉県越谷市北越谷４丁目10番20号　北越谷ハイツ103号
申立人（失踪者）　赤平　　潔
昭和47年10月18日生
平成23年１月25日失踪宣告取消審判確定
さいたま家庭裁判所越谷支部裁判所書記官

平成２２年（家）第３６９３号
本籍名古屋市北区上飯田北町１丁目36番地、住所愛知県瀬戸市下半田川町104番地
失踪者　渡邉　武臣
昭和20年７月20日生
平成23年２月２日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１４９号
広島市西区商工センター６丁目５番16号
債務者　西崎紙販売株式会社
代表者代表取締役　西崎　富雄
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　崇文
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０号
広島市西区商工センター６丁目５番16号
債務者　西日本紙運輸倉庫株式会社
代表者代表取締役　西崎　富雄
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　崇文
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午後３時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５１号
広島市西区商工センター６丁目５番16号
債務者　有限会社西崎興産
代表者代表取締役　西崎　富雄
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　崇文
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午後３時20分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１号
宮崎市下北方町俣萩692番地１
債務者　株式会社本田工業
代表者代表取締役　日髙　寛明
１　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
４　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２号
愛媛県宇和島市三間町増田235番地
債務者　有限会社総合建築田原
代表者代表取締役　田原　久義
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙田　博明
４　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第５９０号
大阪市天王寺区味原町２番５号
債務者　株式会社オノ
代表者代表取締役　小野　良之
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙尾慎一郎
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０８号
大阪市西区西本町２丁目３番10号西本町インテス
債務者　株式会社エクセル
代表者代表取締役　貝瀬　英樹
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　　徹
大阪地方裁判所第６民事部